

「地図をたよりに」の構造と派生

西垣内 泰介 (神戸松蔭女子学院大学)

要旨

「地図をたよりに(目的地にたどりつく)」のような、「付帯条件」を表すとされる付加表現について、西垣内(2016)によって提案された、2項をとる特定の構造を持った名詞句(「関数名詞句」)から「指定文」を派生する分析方法を用いて、その統語構造と統語的派生を提案し、従来の「非飽和性」に基づく考察では予測できない現象を提示する。その観察と分析に基づいて、「XをYに」が「XをYにして」とはまったく異なる特性を持つことを示す。

キーワード : 「XをYに」, 「関数名詞(句)」, 指定文, 非飽和性

Structure and Derivation of the Circumstantial Adjunct
of the Form ‘X-o Y-ni’

NISHIGAUCHI Taisuke (Kobe Shoin Women’s University)

Abstract

A novel analysis of the syntactic structure and derivation of the circumstantial adjunct of the form ‘X-o Y-ni’ (‘with X as/for Y’) is presented and developed. Based on the idea that this construction is derived from a NP with specific properties that takes two arguments in its own projection, it is argued that the construction is derived by movement of the outer argument of this NP. Arguments are presented which show that the ‘X-o Y-ni’ adjunct does not derive from the ‘X-o Y-ni site’ adjunct by deletion.

Keywords: ‘X-o Y-ni’ adjunct, the functional NP, specificational sentences, ‘unsaturatedness’ of nouns

1. はじめに

この論文では、村木(1983)、寺村(1983)、三宅(2011)などで論じられてい

る、「XをYに…する」という付帯条件を表すとされる構文について、従来の研究で気づかれていない文法的・意味的特性を指摘し、新しい分析を提出する。

- (1) a. 地図をたよりに, (私が)人をたずねる。(三宅 2011: 75, (23))
 b. チャドとスーダンを舞台に, 両超大国のつばぜり合いが激化している。(村木 1983: 267, (1))

このような構文の特性として、2つのポイントが従来の研究では共通認識となっている。ひとつは、村木(1983: 267-268)によって明示的に主張されている、「XをYに」は「XをYにして」の「して」が省略されたものだという考えである。

もうひとつの共通認識といえるものは、三宅(2011)による、「XをYに」のYが「非飽和名詞」であるという提案である。この考え方は、氏家(2017)などにおいて基本的には支持されており、問題の構文に関するひとつの共通認識をなしていると言える。

西垣内(2016)は、この構文について従来の考察とは異なる統語構造と派生を提案している。そこでは、「XをYに」を含む構文について従来気づかれていなかった統語的・意味的特性が指摘されている。本論文では、西垣内(2016)が指摘するこの構文の統語的・意味的特性を基礎とし、さらに西垣内(2016)の分析では捉えられない事実を指摘し、あらたな分析の方向性を提案する。その上で、「XをYに」と「XをYにして」は違うものであり、それぞれ異なった構造と派生を持つことを示す。

2. 「非飽和性」と「XをYに」

三宅(2011)は、「XをYに, S(=主節)」について、次のような一般化を提示している。

- (2) 「XをYに, S」において、
 i. Yは、Sの中のいずれかの項から修飾を受けるという関係が潜在する。
 ii. Yは[-飽和性]の名詞である。(三宅 2011: 77, (32))

(2ii)の、Yが[-飽和性]つまり「非飽和名詞」であるということは、(1a)が次のような「指定文」「カキ料理構文」と関連づけられるという一般化に起

因する¹。

- (3) a. 地図が私のたよりだ。(「指定文」)
 b. 私は地図がたよりだ。(「カキ料理構文」)

「たより」は「非飽和名詞」であるということである²。

「XをYに」を「指定文」などと関連づけることは三宅(2011)の洞察によるもので、本論文でもこの2つの構文の関連性に基づいた分析を提示していくが、4節以降ではこの対応関係が、両者がいずれも「関数名詞句」から派生することから二次的に見られる現象であるという観点で考察を進める。西垣内(2019)では、対応関係が成り立たないケースを複数提示している。

「非飽和性」の概念は西山(2003)などがその有効性を提唱してきているものだが、西山氏の著作の中に、この概念を厳密に定義しているものはない。それに近いものが次に引用する部分である。必要と思われる表現を補っている³。

- (4) 「Xの」というパラメータの値が定まらないかぎり [=なければ], それ単独では[その句レベル投射である名詞句の]外延(extension)を定めることができず、意味的に充足していない名詞

ここでいう「パラメータ」という概念も定義されていないが、実際に使われている例に当てはめて解釈すると、(3a)の「私の」がパラメータであり、「地図」が、「私のたより」という句レベル投射である名詞句の外延ということになる。

(4)の、「～ないかぎり」が「～なければ」という意味であれば、いわゆる「パラメータ」の値が定まるのが句レベル投射である名詞句の外延が定まることの「必要条件」となる。

P: パラメータが決まる ; E: 外延が決まる

¹ [-飽和性]という表示が用いられているのは、三宅(2011: 69)が「(非)飽和性」を「語彙的、すなわち辞書において指定できるもの」と考えていることによる。関連する議論として、西垣内(2016: 注 25)参照。

² 村木(1983: 285)には、「サオを肩に、海釣りに出かける」のような、身体部分を含む例もあげられているが、これらは関連する「指定文」がないので、違うものだと考える。

³ 西山(2003)は「ピカソがフランスの画家だ。」(p. 273, (14a))のような「総記」のコピュラ文を「指定文」と考えているので、西山(2003)にとっては「非飽和性」という概念は「指定文」とは関係なく、「カキ料理構文」のみに関与する概念である。

とすれば、(4)が言っていることは、「対偶」により

$$[E \rightarrow P] \equiv [\neg P \rightarrow \neg E]$$

で、Eが十分条件、Pが必要条件となる。

(4)の「定義」が「必要条件」に基づくとすれば、「監督」「選手」いずれも「非飽和名詞」ということになる。どちらも修飾表現なしで職業名としては使えず、次のいずれも(4)に沿う推論となるからである。

- (5) a. $\neg [P: \text{「侍ジャパンの監督」}] (\text{パラメータが決まらない}) \rightarrow \neg [E: \text{「稲葉篤紀」}] (\text{外延が決まらない}) (\neg P \rightarrow \neg E)$
 b. $\neg [P: \text{「侍ジャパンの選手」}] (\text{パラメータが決まらない}) \rightarrow \neg [E: \text{「筒香嘉智」}] (\text{外延が決まらない}) (\neg P \rightarrow \neg E)$

しかし、「監督」「選手」は「指定文」「カキ料理構文」に関してふるまいが異なる。

- (6) a. 稲葉篤紀が侍ジャパンの監督だ。(指定文)
 b. 侍ジャパンは稲葉篤紀が監督だ。(カキ料理構文)
 (7) a. 筒香嘉智が侍ジャパンの選手だ。(*指定文,「総記」のコピュラ文)
 b. *侍ジャパンは筒香嘉智が選手だ。(*カキ料理構文)

「選手」は、「監督」と異なり、「指定文」「カキ料理構文」のいずれの構文の派生にも加わることができない。そして、この対比が「XをYに」の容認性の対比と相関する。

- (8) a. 稲葉篤紀を監督に、侍ジャパンが勝利をつづけた。
 b. *筒香嘉智を選手に、侍ジャパンが勝利をつづけた。

このような対比は、「司会(者)」vs.「出演者」「参加者」,「社長」vs.「社員」「従業員」,「主役」vs.「端役」など、(4)の「定義」がすべて「非飽和名詞」と規定する名詞のペアの間に体系的な対比を生み出す。

- (9) a. 山田氏を{司会(者)/*出演者/*参加者}に、トーク番組が放送された。
 b. 鈴木氏を{社長/*社員/*従業員}に、新会社が設立された。
 c. 田村正和を{主役/*端役}に、時代劇映画が企画された。

これらの名詞がすべて「非飽和名詞」と規定されてしまうのは、(4)の「定

義」が(5)に示されるように、「必要条件」に基づくことが原因である。パラメータが決まること外延が決まることの「十分条件」($P \rightarrow E$)とした方が、「非飽和名詞」の定義としては真実に近づくのではないと思われる。

- (10) a. $[P: \text{「侍ジャパンの監督」}] (\text{パラメータが決まる}) \rightarrow [E: \text{「稲葉篤紀」}] (\text{外延が決まる}) (P \rightarrow E)$
 b. $[P: \text{「侍ジャパンの選手」}] (\text{パラメータが決まる}) \rightarrow [E: \text{「??」}] (\text{外延が決まらない}) (P \rightarrow E)$

「十分条件」に基づく定義なら、「監督」においてはパラメータが決まることで句レベル投射の外延が決まるが、「選手」のパラメータが決まってもそれを十分条件として句レベル投射の外延を決めることができない。筒香選手以外にも該当者が複数いるからである。

しかし、「非飽和性」の定義の改訂が本論文の目的ではない。次節で考察する問題を捉えるには、異なったアプローチが必要である。

3. 節か、節の中の項か

三宅(2011)による一般化(2i)でいう「Sの中のいずれかの項から修飾を受けるという関係」が顕在化したものが、(1a)が(3ab)の「指定文」「カキ料理構文」と対応するという事実であった。そもそも「いずれかの項」ではどの項が関与するのか不明であり、それについては後で議論するが、「Sの中のいずれかの項から修飾を受けるという関係」では、(1b)が次の「指定文」と関連づけられるものではないことを捉えることができない⁴。

- (11) チャドとスーダンが、両超大国の舞台だ。

むしろ、(1b)は、次のような「指定文」と関連づけられると考えるべきである。

- (12) チャドとスーダンが、両超大国のつばぜり合いが激化している(ことの)舞台だ。

つまり、三宅(2011)の言い方を用いれば、Yを修飾しているのは、「Sの中のいずれかの項」ではなく、Sそのものであるということである。このような観察に基づいて、氏家(2017)は三宅(2011)の一般化にかわる、次のような提案をしている。

⁴ 同様の指摘は山泉(2013)にも見られる。

(13) 「XをYに, (主節)」という表現の成立条件

Yは非飽和名詞であり, 主節または主節の項がそのパラメータを埋める。

しかし, 「主節または主節の項」では, どのような時にどちらがパラメータを埋めるか, どの項が関与するかが不明である。

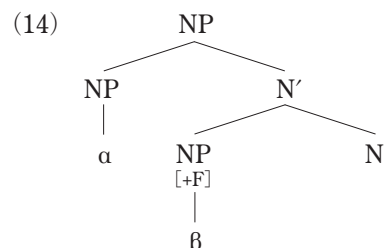
本論文で提案しようとする分析は, 「主節」が関与するのか, 「主節の項」が関与するのかについて明確な予測をする根拠を示すものであり, その上で, どの項が関与するのかについて予測することの見通しを示すことが, 本論文の目的である。

4. 「関数名詞句」による派生

4.1. 「関数名詞句」

このような考察とまったく異なる発想からの分析が, 西垣内(2016)によって提案されている。西垣内(2016)は, 「XをYに」の構造と派生に関して, 西垣内(2016)では「中核名詞句」と呼ばれ, 西垣内(2018)以降では「関数名詞句」と呼ばれている名詞句の構造から「XをYに」が派生するという趣旨の分析を展開している。

「関数名詞句」は, その投射の中で2項をとる名詞を主要部とする名詞句である(西垣内 2016: (24), (25)を改訂)。



(15) 「関数名詞句」の主要部Nは, 外項αがNの意味的領域を限定(delimit)し, 内項β [+F]がαによって限定されたNの意味内容を「構成する」(constitute)「値」(value)としての意味内容を持つ範疇である。

この主要部Nのはたらきを意味論的に表示すると, 次の述語Pによって示さ

れるものである⁵。

$$(16) \text{Max}(\lambda x.P([\alpha], x))=[\beta]$$

ここで示されているアイデアは, 限定するはたらきを持つαとPという関係を持つもの(さまざまなタイプの実在物)の集合の中で最大の値, もっとも好ましいケースが唯一の存在であって, 直感的には外項αによって限定されるPの「値」を過不足なく指定するのが内項を占めるβのはたらきである。下の(19ab)で, この関数のはたらきを具体的に示す。

この, 内項を占めるβが外項αによって限定されるPの「値」を過不足なく指定するという特性が, 前節で見た「監督」vs.「選手」の, 関与する構文でのふるまいの違いを捉える。(6ab)で見た「指定文」は, 次の「関数名詞句」から派生する。

$$(17) [\text{NP 侍ジャパンの} [\text{N 稲葉篤紀(という)}] [\text{N 監督}]]$$



この「関数名詞句」の内項「稲葉篤紀」が焦点化する, すなわちFocP(Foc(us) Phrase)指定部へ移動することで(6a)の「指定文」が派生される。

$$(18) [\text{FocP 稲葉篤紀}_x \text{が} [\text{Foc} [\text{NP 侍ジャパンの} [\text{N}_x \text{N 監督}]]] \text{だ}]$$

(7ab)のように, 「選手」を含む「指定文」などが不可能であることは, 「監督」の場合なら可能な(16)の定式化が「選手」では不可能であることと関連づけられる。

$$(19) \text{a. Max}(\lambda x.[\text{監督}]([\text{侍ジャパン}], x))=[\text{稲葉篤紀}]$$

$$\text{b. Max}(\lambda x.[\text{選手}]([\text{侍ジャパン}], x))=??$$

「侍ジャパン」と「監督」という関係を持つ個体の集合の中で唯一最大の値として「稲葉篤紀」を得ることができるが, 「侍ジャパン」と「選手」という関係を持つ個体の集合の中で唯一最大の値を求めることはできない。したがって, 「監督」は「関数名詞」だが, 「選手」は「関数名詞」ではない。同様の考察が, 「司会(者)」vs.「参加者」などに適用する。

⁵ Max 演算子は, Sharvit(1999)などで用いられている, 唯一性または最大値を表す演算子である。

4.2. 「たよりに」 vs. 「きっかけ」

「飽和」「非飽和」の分類にとどまる「非飽和名詞」と決定的に異なるのは、「関数名詞」がその投射の中にさまざまなタイプの言語表現をその項として持ち、それらの項の間の「関係」を表すということである。そこから、どのようなタイプの言語表現の関係が表されるかという発想が生まれ、従来気づかれなかったこの構文の特性に光が当てられることにつながる。

「地図をたよりに」の「たよりに」を例にとると、「たよりに」は「(たよる)人」と「(たよられる)人、物(道具など)」の関係を表すものである。この、当たり前のことが、「地図をたよりに」の構文について、従来気づかれたことのない事実とつながっていく。それは、「地図をたよりに」の構文の主節として能動文、受動文は可能だが、非対格構文は容認性が低いということである。

(20)a. 地図をたよりに、タカシがその家を見つけた。

b. 地図をたよりに、(タカシによって)その家が見つけれられた。

c. ??地図をたよりに、その家が見つかった。

「人」と「人、物」の関係を表す「たよりに」と対比して、「事象」と「事象」の関係を表す「関数名詞」として西垣内(2016)が考えたのは「きっかけ」である⁶。(西垣内 2016: 164, (89a-c))

(21)a. 住民の通報をきっかけに、警察が犯人の居場所をつきとめた。

b. 住民の通報をきっかけに、犯人の居場所が(警察によって)つきとめられた。

c. 住民の通報をきっかけに、犯人の居場所が判明した。

これらの文ではいずれも、「きっかけ」が表しているのは「住民の通報」という事象と、主文の中の特定の項ではなく、主文が表す事象の関係である。とりわけ重要なのは、主節が非対格構文で、「行為者」の役割を持つ項を含まない(21c)の容認性が高いことである。

「たよりに」が「(たよる)人」と「(たよられる)人、物(道具など)」の関係を

⁶ 「事象」と「事象」の関係を表す「関数名詞」として「契機」「理由」などがあげられる。西垣内(2016, 2018)では

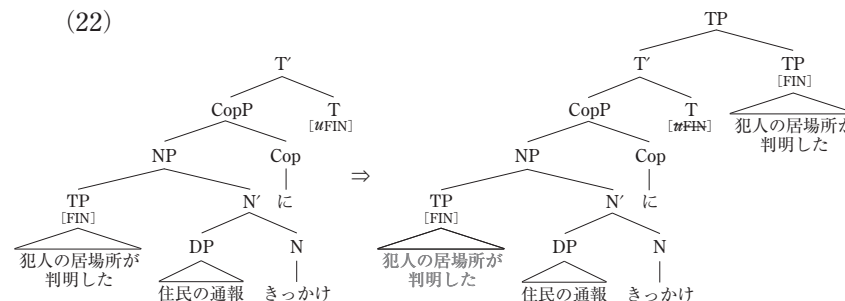
(i) 「体力の限界」を理由に、同力士が引退届を提出した。
 のような「理由」を含む文について考察し、「視点」に関連する特性について分析を提示している。

を表し、「きっかけ」が「事象」と「事象」の関係を表すというそれぞれの特性が、「Xをたよりに」が、三宅(2011)の言い方では、主節の項を「修飾」し、「Xをきっかけに」が主節を「修飾」することの根拠となる。これにとどまらず、関与する名詞の性質をていねいに考察することが、従来気づかれなかったこの構文の特性を明らかにすることにつながる。以下の節でこのことを示していく。

4.3. 「関数名詞句」からの派生

西垣内(2016)は、(21a-c)の「きっかけ」を含む例について、「きっかけ」を主要部とする「関数名詞句」の外項を占める節(TP)を移動規則によって主節にするという趣旨の派生を提案している⁷。

(22)



この移動を動機づける要素として、CopP(Copula Phrase)と併合するT [u_{FIN} (ITE)]の存在を提案する。これは、節は定形(finite)の主節を持つことが必要であるという直感を具現化するものである。また、本分析では、「XをYに」の「に」は、「にして」から削除によって派生するのではなく、コピュラ「だ」あるいは古典日本語の「なり」の活用形と考えている。古典日本語の「なり」の連用形に「に(て)」という形がある。下の例では「にて」が付帯状況を表す意味機能を持っている⁸。

⁷ 西垣内(2016)ではこの派生に関わる移動を「横方向移動」(sideward movement)と考えているが、ここでは「関数名詞句」の外項であるTPが移動元をc統御する位置への通常の移動と考える。

⁸ 黒木邦彦氏の示唆による。

(23) 和泉式部, 保昌が妻にて, 丹後に下りけるほどに ... (『十訓抄』)
5 節で「XをYに」と「XをYにして」の相違点について述べる。

これによって, これらの構造に含まれる「関数名詞句」の内項「住民の通報」を焦点化することで「指定文」

(24) 住民の通報が犯人の居場所が判明した(ことの)きっかけだ。
が派生され, 同じ「関数名詞句」の外項を右方向へ移動することで(21c)を派生するという分析の道筋が明らかになる。

(1b)に見られる「舞台」は, 次のような, 事象を外項に, 場所を内項にとる「関数名詞」である。

(25) $[_{NP}$ 両超大国のつばぜり合いが激化している(ことの) $[_N$ チャドとスーダン(という) $[_N$ 舞台]]]

この「関数名詞句」の内項が焦点化されることで(12)の「指定文」が, 外項を主節の位置へ移動することで(1b)が派生される。

4.4. 何と何の関係か?

「人」を外項としてとる「関数名詞句」から派生される「XをYに」について, 西垣内(2016)は, 次のような対比を観察している。

(26)a. 自分の昇任を{誇り／はげみ}に, 山田くんが営業成績を上げつづけた。 (西垣内 2016: 163, (85))

b. ?*自分の昇任を{誇り／はげみ}に, 山田くんの営業成績が上がった。 (西垣内 2016: 163, (86))

(26a)では, 主要部となる名詞「誇り／はげみ」の外項にPROがあり, これが内項に含まれる「自分」を束縛し, さらに主節の主語によるコントロールを受けていると考えられる。

(27) $[_{NP}$ PRO_i $[_N$ 自分_i の昇任 $[_N$ {誇り／はげみ}]]]

コントロール関係は先行詞(コントローラ)が「行為者」の θ 役割を持つことが一般的だが, (26a)の「山田くん」が「行為者」と解釈できるのに対し, (26b)の主節は非対格構文で, 「行為者」と解釈できる項がないことが, これらの例文の対比を説明する。

ここに関わっているのが, 「行為者」の θ 役割であって, 主語であるかない

かの違いではないことは, 次の文の容認性が高くないことによって示される。

(28) ??子どもの成長をはげみに, 山田くんが課長になった。

この文の「山田くん」は主語だが, 非対格構文の主語であり, 「行為者」と解釈できないことが, この文の容認性が高くないことを説明する。

ところが, 「はげみ」などと同じく「人(の集合)」を項としてとると思われる「相手」を含む「XをYに」を観察すると, このような西垣内(2016)のコントロールに基づく分析では捉えることができない現象が存在することがわかる。次の文を考えてみよう。

(29)a. MLB オールスターを相手に, 侍ジャパンが熱戦を制した。

b. MLB オールスターを相手に, 侍ジャパンの先攻で試合が始まった。

問題は, (29b)が, (26b), (28)に比べて容認性が高いことである。(29b)の「侍ジャパン」は, これまでに知られているコントロール現象でコントローラとして認定される, 主節の主語でもなければ「行為者」でもない。

このことは, 「相手」という関係を表す表現が, 何と何の関係を表すものかをよく考える必要があるということを示している。「相手」ということばは, 「侍ジャパン」と, 「MLB オールスター」の間の, 「人(の集合)」と「人(の集合)」の関係を表す語と考えられがちである。しかし, ここで使っている「相手」という「称号」は「MLB オールスター」が永続的に持っているものではなく, 試合が行われている間だけ有効なものである。次の例が示すように, 主節に「侍ジャパン」が現れる必要もないようである。

(30)a. MLB オールスターを相手に, 激しい戦いが繰り広げられた。

b. MLB オールスターを相手に, 激しい戦いが勝利に終わった。

(30a)の受動文では, 「侍ジャパンによって」が隠されている可能性があるが, (30b)の非対格構文では「侍ジャパン」が現れる余地がない。(30b)が可能であることが示しているのは, 「相手」が「試合が行われる」という「イベント」と「人(の集合)」の関係を表すものだという点である。命題表現で表される「イベント」と個体レベルの表現の関係を表すという点では, 「相手」は(1b)の「舞台」と性質が同じだということになる。

「上司」「部下」は, 純粹に「人」と「人」の関係を表すと思われる名詞だ

が、次の文が示すように主節の内容による制限が見られる。

- (31) 山田くんを{*部下に／同行者に}, 鈴木部長がヨーロッパ出張に出かけた。

実は、「部下」「同行者」も、「人」と「イベント」(ヨーロッパ出張)の関係を表すのである。「ヨーロッパ出張」の間だけ有効な「称号」としては「部下」よりも「同行者」が適切である⁹。

「母」「父」など親族関係を表すことばは「人」と「人」の関係を表しているのだが、

- (32) 舞台女優を母に, セールスマンを父に, ナンシーは
a. 生まれた。 (村木 1983: 285)
b. ??言語学者になった。

この対比が示していることは、「母」「父」は「人」と「その子どもが生まれること」というイベントの関係を表していることである。

4.5. 「たよりに」 vs. 「相手」

これまでの議論で、「たよりに」「誇り」「はげみ」のタイプと、「相手」「同行者」のタイプの「関数名詞句」の性質の違いが明らかになってきた。

- (33)a. [_{NP} [人] [_N [特性] [_N {たよりに／誇り／はげみ}]]]
b. [_{NP} [事象] [_N [人] [_N {相手／同行者}]]]

「たよりに」「誇り」では「人」が外項として現れるのに対し、「相手」「同行者」では「人」が内項として現れる。「相手」「同行者」の外項に現れる「事象」は節つまり TP であり、「XをYに」の派生では「きっかけ」の場合と同じ(22)に示される移動規則によって主節が派生される。

⁹ 次のような文では、「部下」を用いた「XをYに」が可能である。

(i) 優秀なスタッフを部下に, 鈴木社長が同社の再建に成功した。
このことは、「関数名詞」の意味特性が主節(=「関数名詞句」の外項)で表される事象の「時」に関する意味特性に言及することが不可欠であることを示している。さらに、(31)に対応する次の「指定文」では、「部下」を用いることが可能となる。

(ii) 山田くんが, 鈴木部長がヨーロッパ出張に出かけた時の{部下／同行者}だった。これは、「XをYに」が「指定文」と必ずしも対応しないことを示す重要な例である。これらについては、西垣内(2019)で考察している。

4.6. 義務的コントロール(OC)

では、「人」を外項にとる「たよりに」「誇り」「はげみ」を含む「XをYに」で、関連づけられる主節の項が「行為者」に限定されるのはなぜだろう。

基本的には、(26ab)の対比を説明する上で考えたコントロールの関係がここに関わっていると考えるが、より特定の、ここに関与するコントロールには義務的コントロール(Obligatory Control: OC)の性質がある。OCを非義務的コントロール(Non-Obligatory Control: NOC)から区別する特性についてはWilliams(1980), Hornstein(2001)などに議論がある。いくつか論じられているOC/NOCを区別する特性のひとつとして、OCのPROは先行詞を含む量化表現のスコープに入り、束縛変項としての解釈を受けるといえるものがある。これに照らして、次の対比が観察される。

- (34)a. 地図をたよりに, タカシだけが目的地にたどりついた。

- b. MLBオールスターを相手に, 侍ジャパンだけが勝利をつかんだ。

(34a)の支配的な解釈は、(i)地図をたよりに(ii)目的地にたどりつくの(i)(ii)をともに満たしたのはタカシだけだったという読みである。他の人が何かをたよりにしたかどうかは問題にならない。次節で観察する(40)と対比されたい。それに対し、(34b)では、MLBオールスターを相手に他(国)チームも試合をしたが、勝利をつかんだのは侍ジャパンだけだったという解釈が支配的である。この解釈の差異は、次のような量化表現のスコープの違いによって捉えることができる。

- (35)a. only x : x =タカシ [x 地図をたよりに, x が目的地にたどりついた]

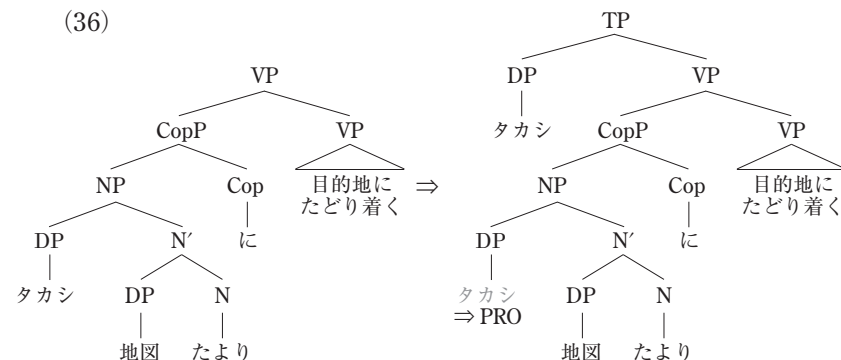
- b. MLBオールスターを相手に, [only x : x =侍ジャパン [x が勝利をつかんだ]]

「地図をたよりに」はその外項の位置にOC PROがあり、これがonlyによって束縛される変項として機能し、それによって「地図をたよりに」がonlyのスコープに入る。「MLBオールスターを相手に」には束縛変項となる要素が存在しないので、onlyのスコープには入らない。

OC PROをNOC proと統語的に区別するもっとも合理的な方法はHornstein(2001)などで主張されているように、NOC proを音形のない代名詞と考え、OC PROは移動規則によって派生するというやり方である。本分

析では、「地図をたよりに」の「関数名詞句」を含む CopP が主節の VP に付加され、「関数名詞句」の外項が主節の主語位置へ移動を受け、移動元に OC PRO が派生されると考える。

(36)



(34a) などに見られる語順は、CopP が「かきませ」によって TP に左方付加されることによって得られる。

これによって、「X を Y に」はすべて「関数名詞句」の外項が移動を受けることで派生されることになる。

5. 「X を Y に」と「X を Y にして」の相違点

本節では、「X を Y に」と「X を Y にして」はまったく異なる統語構造と派生を持つものであることを示す。村木(1983: 267-268)が主張する省略については、寺村(1983)による、この省略が無制限に行われるものではないという指摘があるものの、「X を Y に」が「X を Y にして」とは構造として異なるものであるという考え方は、「音形を持った[主要部]表現が現れない」という表現をする大島(2017)も含めて先行研究には存在しない。

この論文では、ここまで、従来の「非飽和性」に基づく考察では気づかれなかった「X を Y に」の派生に対する制限を明らかにしてきた。次に示すように、この論文でそのような制限のために容認性が低くなっているとした例のほとんどが、「X を Y にして」とすると容認性が改善されるのである。

(37)a. 筒香嘉智を選手にして、侍ジャパンが勝利をつづけた。Cf. (8b)

b. 地図をたよりにして、その家が見つかった。Cf. (20c)

c. 自分の昇任を(誇り／はげみ)にして、山田くんの営業成績が上がった。Cf. (26b)

d. 子どもの成長をはげみにして、山田くんが課長になった。Cf. (28)

(37a)の容認性が高いということは、「X を Y にして」の派生に「関数名詞句」が関与していないことを示している。

本論文が提案する「X を Y に」の構造と派生は(22), (36)で示したとおりだが、そこでも述べたように、「X を Y に」の「に」は「にして」から省略によって派生されたのではなく、コンピュータ「だ」あるいは古典日本語の「なり」の連用形であろうと考える。

本分析では、「X を Y にして」は次のような構造を持つものとする。

(38) [TP pro [VP [SC X を Y] にし]て]

この構造には「X が Y だ」の関係を示す小節 (small clause) が含まれ、主語に非義務的コントロール (non-obligatory control, NOC) を受ける pro があると考える。NOC に課せられる条件はゆるやかなもので、「行為者」の θ 役割を持つ項を探すのではなく、ある程度の顕現性 (salience) を持った項であればコントローラになれることが(37cd)の容認性を説明する。(37b)には候補者となれる項も存在しないが、「(私たちは)その家が見つかった」のような隠れた談話トピックが pro のコントローラになることが考えられる。

(39) ??地図をたよりに、私たちはその家が見つかった。

のように、「X を Y に」では「私たちは」を補っても容認性の改善にあまりつながらないことは、この構文に関わる OC が「行為者」の θ 役割を持つ主語のみを探すことを確認する意味がある。

さらに、次の文は(34a)と最小ペアをなすものだが、(34a)とは意味が異なっている。

(40) 地図をたよりにして、タカシだけが目的地にたどりついた。

「X を Y に」の(34a)では「地図をたよりに」が only のスコープに入ることに由来する意味的特性が見られたが、(40)では、他にも地図をたよりにした人がいたが、その中で目的地にたどりついたのはタカシだけだったという、「地図をたよりにして」が only のスコープに含まれない解釈が支配的である。

ここまで、「X を Y にして」の方が「X を Y に」より制限がゆるいことを

示唆するケースを見てきた。しかし、次の文では、「して」がある方が容認性が下がるように思われる。

(41)a. ?3件の証拠を根拠に(??して), 被告は有罪だ。

b. ?肺呼吸を根拠に(*して), 鯨は哺乳類だ。

これらの「XをYに」は、それぞれ次の「指定文」に対応する。

(42)a. 3件の証拠が, 被告が有罪であることの根拠だ。

b. 肺呼吸が, 鯨が哺乳類であることの根拠だ。

(41ab)の「XをYに」が(42ab)の容認性が予測するよりすわりが悪いことは、大島(2017)によって議論されている。「付帯条件」を表す「XをYに」の主節の時制に関わる特性に関連すると思われる。「XをYにして」の容認性が低いことは、これらの文の主節が述定コンピュータ文で、proをコントロールする項を含まないことで説明される。

6. おわりに

「関数名詞句」から移動操作を用いる方法に基づいて「XをYに」の統語構造と統語的派生を提案し、従来の「非飽和性」に基づく考察では予測できない現象を提示してきた。

「XをYに」は「関数名詞句」から外項が移動を受けることで派生され、「関数名詞」が何と何の関係を表すかによってその項として現れる要素の意味的機能と統語範疇が異なるものとなる。本論文では代表的な3つのタイプを考察した。

(43)a. [_{NP} [TP: 事象] [_N [TP: 事象] [_N {きっかけ/契機}]]]

b. [_{NP} [TP: 事象] [_N [DP: 人, 場所] [_N {助手/同行者/舞台}]]]

c. [_{NP} [DP: 人] [_N [DP/TP: 特性] [_N {たより/誇り/はげみ}]]]

(43ab)においては外項のTPが移動を受け、(22)のように外項のTPが主節を形成する。(43c)では、外項の名詞句が移動を受け、主節の主語となり、(36)のように移動元にOC PROを生み出す。

本論文では扱えなかったこの構文の意味に関わる特性を西垣内(2019)で論じているので、参照されたい。

参考文献

- 氏家啓吾 (2017) 「「地図をたよりに」構文と非飽和名詞」『東京大学言語学論集』38-1, pp. 287-301.
- 大島デイヴィッド義和 (2017) 「主要部を持たない日本語従属節——「シテ」・「言ッテ」・「思ッテ」の不在——」『言語研究』151, pp. 1-35.
- 寺村秀夫 (1983) 「付帯状況」表現の成立の条件——「XヲYニ…スル」という文型をめぐって——」『日本語学』2-10, pp. 38-46.
- 西垣内泰介 (2016) 「指定文」および関連する構文の構造と派生」『言語研究』150, pp. 137-171.
- 西垣内泰介 (2018) 「視点シフト」といわれる「非飽和名詞」」*Theoretical and Applied Linguistics at Kobe Shoin* 21, pp. 151-169.
- 西垣内泰介 (2019) 「「地図をたよりに」統語論・意味論の接点を探る」*Theoretical and Applied Linguistics at Kobe Shoin* 22, pp. 59-74.
- 西山佑司 (2003) 『日本語名詞句の意味論と語用論——指示的名詞句と非指示的名詞句——』東京：ひつじ書房.
- 三宅知宏 (2011) 『日本語研究のインターフェイス』東京：くろしお出版.
- 村木新次郎 (1983) 「「地図をたよりに、人をたずねる」という言いかた」『副用語の研究』pp. 267-292. 東京：明治書院.
- 山泉実 (2013) 「非飽和名詞とそのパラメータの値」西山佑司(編)『名詞句の世界——その意味と解釈の神秘に迫る——』pp. 11-27. 東京：ひつじ書房.
- Hornstein, Norbert (2001) *Move! A Minimalist Theory of Construal*. Malden, MA: Blackwell.
- Sharvit, Yael (1999) Connectivity in specificational sentences. *Natural Language Semantics* 7-3, pp. 299-339.
- Williams, Edwin (1980) Predication. *Linguistic Inquiry* 11-1, pp. 203-238.

付記

本論文の準備から執筆において、多くの同僚・友人から有益なコメント、アドバイスを頂いた。とくに、有田節子、黒木邦彦、郡司隆男、澁谷みどり各氏に感謝申し上げたい。3名の査読者からは多くの詳細なコメントを頂いた。本論文につながる研究は、日本学術振興会科学研究費補助金「「視点」にかかわる言語現象と理論言語学」(基盤研究C 2018年度～2022年度、代表者：西垣内泰介)および同補助金「モダリティと視点に関わる言語現象と統語構造の多層性」(基盤研究C 2016年度～2020年度、代表者：遠藤喜雄)による助成を受けている。

(最終原稿受理日 2019年1月14日)